豪雪地帯及び積雪寒冷地域の施策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年二月十七日

提出者

斎藤

実

議長福田一殿

衆

議

院

\_

## 豪 雪 地 帯 及 び 積 雪 寒 冷 地 域 $\mathcal{O}$ 施 策 に 関 す る 質 間 主 意 書

本 年  $\mathcal{O}$ 豪 雪 及 び 厳 L 1 寒 冷 は 家 屋  $\mathcal{O}$ 破 損 生 活 費  $\mathcal{O}$ 増 等  $\mathcal{O}$ 直 接 被 害 لح 共 に 諸 産 業  $\mathcal{O}$ 生 産 減 な

ど  $\mathcal{O}$ 間 接 被 害  $\mathcal{O}$ 増 大 を 来 し、 住 民 生 活 に 重 大 な影 響 を 及 ぼ L 7 1 る。

対 す る 対 策 と そ  $\mathcal{O}$ 生 活  $\mathcal{O}$ 向 上 を 义 る 必 要 が あ る

 $\mathcal{L}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

な

状

況

に

カゝ

W

が

4

厳

し

1

 $\frac{1}{\sqrt{\lambda}}$ 

地

及

び

気

象

条

件

下

に

あ

るこれ

5

豪雪

地

帯等

0

住

民

生

活

に

٢  $\mathcal{O}$ ょ う な 観 点 カン 5 豪 雪 地 帯 及 び 積 雪 寒 冷 地 域  $\mathcal{O}$ 諸 施 策 を 推 進 す る に 当 た り、 当 面 す る 間 題 に

7) て 政 府  $\mathcal{O}$ 見 解 を 間 う £  $\mathcal{O}$ で あ る

従 つ て 次  $\mathcal{O}$ 事 項 に 0 1 7 質 問 す る。

豪 雪 に ょ る 甚 大 な 被 害 を 受 け た 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 生 活 再 建 と 経 営  $\mathcal{O}$ 安 定 を 図 る た め、 商 工 組 合 中

央 金 庫 中 小 企 業 金 融 公 庫 玉 民 金 融 公 庫 等  $\mathcal{O}$ 特 別 融 資 を 早 期 実 施 す る と 共 に、 既 往  $\mathcal{O}$ 借 入 氽

に つ *(* ) て ŧ 償 還 期 間  $\mathcal{O}$ 延 長 な سلح 0 特 别  $\mathcal{O}$ 配 慮 を 講 ず る べ きで あ ると考 え る が どう か

豪 雪 に ょ る 被 害  $\mathcal{O}$ 著 L 1 農 業 者  $\mathcal{O}$ 生 活 再 建 と 経 営  $\mathcal{O}$ 安 定 を 図 る た め、 天 災 融 資 法 0) 早 期 発 動

を 行 う عَ 共 12 自 作 農 維 持 資 金  $\mathcal{O}$ 融 資 枠  $\mathcal{O}$ 確 保 と 限 度 額 を引 き上 げ ると 共 に、 既 往  $\mathcal{O}$ 各 種 制 度 に

ょ る借 入金 等  $\mathcal{O}$ 償 還 期 間  $\mathcal{O}$ 延 長 利 子  $\mathcal{O}$ 減 免 などの 特 別  $\mathcal{O}$ 配 慮を 講 ず るべ き で あ ると考 え る が

どうか。

 $\equiv$ 豪雪  $\mathcal{O}$ 著 L 7 地 域 に お け る 生 活 保 護 人 暮 5 L 0 老 人、 身 体 障 害 者 及 び 母 子 家 庭  $\mathcal{O}$ 社 会 的

12 弱 1 立 場  $\mathcal{O}$ 世 帯  $\mathcal{O}$ 住 宅  $\mathcal{O}$ 雪 下 ろ L 並 び 12 危 険 住 宅 か 5  $\mathcal{O}$ 避 難 等 に 要 た 費 用 に 0 1 7 は 特

别 措 置 を 講 ず る べ き で あ る と考え る が どう か

兀 積 雪 寒 冷 地 域 12 お け る 燃 料 手 当 及 び 寒 冷 地 手 当 は 冬 期  $\mathcal{O}$ 暖 房 設 備  $\mathcal{O}$ た め  $\mathcal{O}$ 特 別 な 必 要 経 費

で あ る。 L カン ک  $\mathcal{O}$ 手 · 当 に 対 L 7 課 税 が 行 わ れ、 手 取 ŋ 額 が 減 少 し、 支給 目 的 が + 分達 せ 5

れていない状況にある。

従つて当然課税対象外とすべきであると考えるが、 課税対象とされてい る理由 は 何 か。

また、 豪 雪 地 帯 及び 積雪寒 冷 地 域 12 おける特 殊事 情 をか んが み、 所 得税及 び 住 民 税

の 雪

寒控

除制度を早急に創設すべきであると考えるがどうか。

右質問する。